Historical materials: Vassal of Yamazaki family's military exploits note from Ishikawa Prefectural Library

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 竹井, 英文 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24024

《史料紹介》

石川県立図書館所蔵「山崎家士軍功書」

竹井英文

本稿は、前々号で紹介した「本多家士軍功書」[1]、前号で紹介した「横山家士武功書」[2]に引き続き、加賀藩の家老・山崎長徳（閑斎）の家臣団に関する「戦功覚書」を紹介するものである。

山崎長徳は、もとは越前朝倉氏の家臣であり、後に加賀藩前田家の重臣となった人物として、本多政重や横山長知などとともに大変著名な人物である。この山崎家の家臣の「戦功覚書」も、本多家・横山家と同様に作成されており、いくつか写本が残されている。そのなかでも、今回も石川県立図書館「森田文庫」のうち、『秘笈叢書』廿三に収録されている写本を紹介することにしたい。

この「山崎家士軍功書」は、前稿で紹介した「本多家士軍功書」「横山家士武功書」と同様、新出史料ではない。古くから金沢や加賀藩研究においてはよく知られている史料で、『国事雑抄』にその一部が早くから翻刻されている。[3]その多くは、越前・加賀・越中での戦いや大坂の陣に関する内容であるが、小田原合戦の関連記事も多い。[4]

しかし、「本多家士軍功書」「横山家士武功書」と同様に、戦国史研究の史料としては、これまであまり注目されず、必ずしも利用されていないようである。そのため、ここに改めて紹介する次第である。

注

（1）拙稿「史料紹介　石川県立図書館所蔵「本多家士軍功書」」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』第四七号、二〇一五年）。本稿は、この前稿の続きであるため、合わせて参照願いたい。

（2）拙稿「史料紹介　石川県立図書館所蔵「横山家士武功書」」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』第四八号、二〇一六年）。本稿は、この前稿の続きであるため、合わせて参照願いたい。

（3）石川県図書館協会、一九三二年。「山崎家士軍功書」は、中編（巻十五）に収録されている。

（4）前号でも記したが、拙稿「「戦功覚書」と城郭研究」（齋藤慎一編『城館と中世史料』高志書院、二〇一五年）において、「横山家士軍功書」とともに「山崎家士軍功書」の一部を使い、武蔵八王子城について若干検討した。その後、『新八王子市史』通史編二中世（八王子市、二〇一六年）の「資料編補遺」で一部が採録された。

山崎長門守家来侍帳

山崎久兵衛申上分

一、先年大坂於岡山表、私手前之義、御穿鑿之上にて、御褒美を被成、御帷子壱重・銀子五枚頂戴仕候、則右之案文指上申候、其後私鑓之相手しれ申、神尾左兵衛と申仁にて御座候、今程ハ中国ニ居申由ニ御座候、様子之義ハ別所勘右衛門殿・鈴木孫左衛門殿・岡田次大夫殿・正益老・木崎長左衛門、此五人之もの共存申、先年之跡書ニハ無御座候ニより、たゝ今申上候、前年さゝ山御取被成候、御陣ニも罷立申候、此外少つゝの義ハ閑斎・安房守・長門守代にも御座候へ共、不申上候、

元和三年三月廿六日ニ御奉行衆へ指上申、

跡書只今書付上申、

一、去々年五月七日大坂岡山表ニおゐて一番鑓を合申、其時黒はをり着申者を胸板つきぬきつきふせ申、そこにて我等名乗申、言葉を合可申も、あたりに味方無御座候間、無其義候刻者、首取可申と仕候処ニ、敵四五人我等つきかゝり申、そこにて私両度まて名乗つき合申候、其内ニ首ハ敵方へあけ申候、其時味方四五人一所ニあわせ申候、其ものハまくれ申候へ共、私ハたまり居申候黒きはをりつきふせ申、証拠ハ我等ハ見不申候へ共、其場にて私傍輩ニ中西采女手を負見申候へ共、相果申ゆへ采女下人見申由申候、其口を私傍輩西村次右衛門と申ものきて申候、其上安見右近殿家中遠藤左大夫と申者見申由申候御事、

一、二番鑓之時、黒き母衣かけ申ものと鑓を合申、しはしつき合申候内ニ、私ほろをつきぬかれ申、則其鑓を我等にきり、しハし〳〵引あい申候、其場ニ味嶋半右衛門有合見申由申、其外いつれも見可申候、我等手を負立のき申候刻、殿様御通被成候間、鑓を合手を負申由申上候、則山城殿・伯耆殿へも右之通申入候、以来之徹所と存、手を負下人つきふせ候へ共、鑓さし物をもすて不申罷帰申候、其上鑓をつきわげ申候、右之心付ニ加増くれられ申候御事、

一、長門守父子ニせかれよりめしつかわれ有之申候故、渡り奉公ハ不仕候、私十六之年、山崎安房守より木村勘左衛門と申者成敗被仕候時、坪坂左大夫・岡部八弥太・私両三人ニ被申付候、彼ものけどり申候へ共、成敗仕候、其刻手負少知もらい申候、私当年ハ廿九ニ罷成申候御事、

右三ヶ條之内、聊虚言不申上候、

元和参年

三月廿六日

浅野将監殿

水野内匠殿

篠原織部殿

石川甚平殿

年四十三

山崎久兵衛（花押）

一、五拾石

〆

石原孫兵衛申上分

一、私親石原七左衛門と申者にて御座候、英賢様江松任にて被召出、其後閑齋江よりきに御付被成候、加州烏越御合戦之刻ハ鉄炮手を鑓まへにおい申候、関東松枝・同八王寺此二ヶ所にても痛手おい申候、加州大正寺にてハ小丸之内にて首一ツ取申候、先年大坂両度之御陣にハのほり奉行仕申候、五月七日ニハ算用丸之上にのほりおし上、稲葉左近殿一所に罷在申候、右之段々具成義者七左衛門存命之内ニ先年御陣時書付上申候、拾三ヶ年以前ニ相果申候故、大形申上候事、

一、私手前之義、先年大坂御篠山御取被成之時、傍輩共一所ニ真田丸江押詰申候御事

一、二番御陣大坂於岡山表御合戦之刻、私手前へ味方拾人計おつたてられ参申候、此内ニ見知申たるもの岩田三左衛門・多田九郎兵衛と申もの参申候間、返し候へ者、言葉をかけ名乗出候ておつかけ参申候もの共と鑓を合、則二三人つき立申候所へ、味方かけ合申候、随分鑓之初終迄かせき申候刻、私之後江窪田弥八郎と申者かけ合、能見申之由御座候、於後々様子此者共能存申候、則閑斎・長門守穿鑿之上にて従　中納言様鑓之御ほうひ致頂戴候御事、

一、岡山之以後、大手と算用丸之間にて、くろき具足ニかうはいのはおりいたし、長刀持申たる武者とかけ合つきあひ申候刻、つきふせ候て首をとらんと仕候時、下より味方と名乗申、然時敵方之あいしるしすゝめざい右之かたにつけ候て為申候を、私取あけ相まきれ不申候所、其場ニ有合申者共岡部八弥太・岩田三左衛門・窪田弥八郎・尾崎宗左衛門、此者共ニ見せ置申候、是式之義と存候へ共、御存御座候間申上候、此外少ツゝ之義御座候へ共、言上不申候御事、

一、弐百五拾石　　年四拾

石原孫兵衛（花押）

〆

服部太郎右衛門尉申上分

一、私親服部忠右衛門尉本国尾張之者にて御座候、柴田家中ニ罷在候時、当国なへ谷表にて首一ツ取申候、其様子恒川源太郎・森吉蔵・渡部武右衛門尉被存候御事、

一、其後越中瀧山はたらき之時、みかたへ首二ツ取申候、其内一ツ忠右衛門取申候、其様子者山中山城殿前後被為存候御事、

一、閑斎家来へ罷越関東八王寺御城せめ之時、太刀疵三ヶ所首一ツ取申候、御帰陣之刻加増くれ被申候御事、

一、大正寺御城せめ之時、塀うらにて鉄炮ニうたれ、其より本丸へ罷越、太刀疵をおい首一ツ取申候、御帰陣之刻加増くれ被申候、其後鉄炮之者あつけ被申候御事、

一、大阪後之御陣ニハ、用所被付不罷立候、右之通最前惣やう御きゝミ之刻、閑斎被存忠右衛門書付指上申、表只今申上候、其後忠右衛門ハ病死にて相果申御事、

一、私義、慶長拾九年之春、閑斎被申候ハ、親忠右衛門年罷寄之間、

是次年者鉄砲之者私ニあつけ申之由被申出候御事、

一、大坂初之御陣ニ鉄砲之ものあつかり申者ハ、三田村左助・古味崎半右衛門・私と三人にて御座候、十二月四日ニ篠山へ取懸被成候時、鉄砲之もの召つれ真田丸へ押詰三人所ニさくばい申付候処ニ、三田村左助討死仕候、其後閑斎より岡沢太郎兵衛を以私と古半右衛門ニ被申渡候ハ、今度之御陣中よくさくばい仕候間、左助跡之鉄砲之者重テ両人ニあつけ申候由被申出刻、両人として預り、後之御陣も召つれ罷立候御事、

一、後之御陣五月七日之御合戦ニ、大坂岡山表道筋にて鑓をあわせ申候、其場之様子村井飛騨守殿内寺尾主計と申者慥ニ見申互ニ言葉をあわせ申候、其上私傍輩尾崎宗左衛門身申候由申候、其後城中にて首一ツ取申候、其様子村井飛騨守殿内滝波喜兵衛見申候、右通先年御きんミの刻、閑斎・古長門せんさくにて慥ニ被相存、御前江書付上申候へハ、鑓之御ほうひとして銀子弐枚御帷子二ツ頂戴仕候御事、

一、弐百石　　年四拾　　服部太郎右衛門（花押）

〆

一、私親服部忠右衛門、度々やくニも立申義、長門侍ともよく存候、其段ハわたくしあに服部太郎右衛門、只今申上候、私儀わかきものニ御座候へハ、何之申上も無御座候、

一、百五拾石　　年卅四　　服部源左衛門（花押）

〆

窪田孫八郎申上分

一、私親窪田宮内と申者にて御座候、本国越前にて御座候、則義景ニ奉公仕申候、其後柴田三さえ文尉殿ニ罷有度々のはたらき仕之由御座候、先年やなかせくつれの刻も宿屋と申者と一所ニ罷有、身分之はたらき仕之由承申候、右之様子笠間平右馬存之由候、やなかせらつきよの後　大納言様へ罷出、奥村伊予殿へよりきに御付被成、関東八王寺御せめ被成候時、首を取申候、手をもおい申候、其後高畠石見殿ニ罷有申候、大坂之陣以前ニ相果申候御事、

一、私之義ハセかれより山崎安房守所ニ奉公仕候、安房守相果候而以後、長門召使申候者、先年大坂両御陣相はたらき申候、後之御陣五月七日之御合戦ニ岡山おもてニおゐて鑓を合申刻、私てまへを岡沢太郎兵衛と申者よく見申候、其後城中にて首一ツ取申、則殿様江懸御目候て閑斎長門ニも見セ申候、御帰陣之後、閑斎・長門きんミ之上を以従　殿様御ほうひ見と被成、御かたひら二ツ銀子二枚頂戴仕候御事、其後長門鉄砲之者あつけ置、其上加増をくれ被申候御事、

一、弐百石　　年四十二　　窪田弥八郎（花押）

〆

中西伝兵衛申上分

一、私親中西忠兵衛生国上方之者にて御座候、此跡柴田殿内安井左近殿ニ罷有申候一年、能州あし山之城を佐久間玄蕃殿、安井左近

殿うけ取ニてせめ申候、其時おやとし十六ニてくび一ツもきつけニとり申候、左近殿ほうひ仕申御事、

一、其以後おや十九のとし、閑斎所へ罷出申候、大正寺御城セめ之時、かねの丸へもはやくのりうつり、小丸にて首一ツとり申候、いつれもほうはいともよく存申候、其後大坂御陣へハ用所被申付セかれ遣申候、そのセかれ大坂岡山表ニてうちしに仕候、おや忠兵衛ハ山崎少兵衛ニ閑斎相はて候刻、被付置候に罷在申候、わたくし儀ハ御陣之以後、閑斎もらひ出し近所ニめしつかい申候、閑斎相はて申候刻、ゆいこんにて長門所ニ罷有申候御事、

一、百五拾石　　年卅一

中西伝兵衛（花押）

〆

三田村四郎兵衛申上分

一、私親三田村左介本国越前之者にて御座候、松任より閑斎所へ罷出とりこへ御陣之時、せかれにて御座候へ共、閑斎鑓あわされ候、其場ニ慥ニ罷有申御事、

一、関東八王寺御城せめのとき、はやく城へのり城内にて首壱つとり申候、御帰陣之後、鉄砲のもの閑斎あつけ被申候御事、

一、大正寺御せめ被成之時、小丸之へいへ西村次右衛門・堀覚左衛門・中西忠兵衛・三田村左助、此四人度々はやくの（り）、則冨田越後殿・大音主馬殿、此両人へことはをかハし、小丸之内にて首一ツ取申候、其様子中西忠兵衛よく存候御事、

一、先年大坂はしめの御陣、極月四日ニさゝ山御とりかけ被成候時、真田丸へをしつめ、鉄砲之ものめしつれ、鉄砲をうたせ、先々罷出打しに仕候御事、

一、私手前之義、先年大坂御陣へハ小姓分にて十八之年長門ニ付罷立申候間、のちの御陣ニも罷立申、五月七日ニ二ノ丸にて長門家中之ものニ笠井加右衛門首取申候所へかけ合すけ申、又大崎権左衛門と申者これも長門ものニて御座候、くミうち仕候所へ山羽新右衛門と私両人すけ申候て、私もてき一人つきふセ申候へ共、おもハしき首ニて無御座ゆへつきすてニいたし先をかセき申候、右之通新右衛門よく存候、其上篠原出羽殿御らん被成ニ而、私かセき申てい、閑斎へ可被仰之由御申被成候、山羽新右衛門・岩木治郎兵衛両人之者よく存候御事、

一、百石　　年卅七

三田村四郎兵衛（花押）

〆

木村三郎右衛門申上分

一、私義、閑斎代より当年まて四十二三ヶ年罷在申候、大正寺御陣之時分、閑斎わたくしニ鉄砲之もの預ケ置被申候、大正寺御せめ被成候時ハ、鉄砲頭奥村六平殿と私はやくかねか丸城はたへ参申候、六平殿ハ其にてうちしに被仕候、私鉄砲ておい申候へ共、はやくへいへのり、閑斎家中にてハ一番ニもきつけの首取申候、則へいけん様へ御目にかけ申候御事、

一、大坂とりまき申候時、一番竹たば付申にも、侍五六人懸り出し被申候、私も懸り被出付申候、傍輩よく存知候、二番めの御陣ニ

ハ閑斎用所申付罷立不申候御事、

一、閑斎京都にて喧嘩仕候砌、すてニ閑斎可存切腹ニ躰ニ御座候時、内田茂左衛門・斎藤喜左衛門・田辺文内と申者共かけおち仕候へ共、私義ハ供可仕と申候而罷有候、閑斎祝着之由被申候、為褒美銀子二枚くれ被申候御事、

一、大正寺らつきよ之後、上方へ御馬出申時、京都向之明神御陣取にて御座候、其時我等預り申候鉄砲之者、少法度背申とて閑斎成敗仕候、少々事ニ成敗可被仕義にてハ無之令存、閑斎手前私立のき申候、然共役ニも立申者之様ニ与申頓而よびかへし被申候、其より鉄砲之者理申預り不申候、此趣さしてかうニもたゝさる義に御座候へ共、今程鉄砲之者預り不申候へ者、御ふしんもたち可申かと奉存知如此御座候御事、

一、百五拾石　　年六十三　　木村三郎右衛門（花押）

〆

熊野兵右衛門尉申上分

一、私親熊野兵右衛門、本国越前之者にて御座候、信長様と越前との取合之時、親兵右衛門働之義、近江坂本のほり口にて合戦之時、鑓入申由候、其後朝倉はい軍之時、とうねくちにて敵付申ニ取てかつへし手柄仕候、其後越前柴田代ニ罷成候て、谷之城と申を城三郎兵衛親持申候、引セり手柄仕候、柴田殿より為褒美のし付拝領仕候、其外処々かセき申由候、其後越中へ参内蔵助ニ有之、同すへもり二ノ丸まてセめ入候時、はやくせめのほり手柄仕候、右之働共冨田孫五作殿・堀三郎兵衛殿之内覚左衛門能被存処候、越前よりすへもり迄之働、閑斎よく被存知故、則抱被申候、八王寺御陣之時ハ閑斎留主申付罷立不申、大正寺御陣之時分ハ、證人ニ付江戸ニ罷有候、親兵右衛門四五ヶ年以前ニ相果申御事、

一、私義、此以前ハ土橋右近殿ニ少知にて罷有申候、右近殿被相果、其以後長門所へ罷出、廿ヶ年計罷有、大坂両度之御陣相勤、後之御陣ニ岡山鑓まへにて鉄砲手をおい申候、其ゟ城中へ罷越かせき申候御事、

一、百五拾石　　年四十三　　熊野兵右衛門（花押）

〆

半井大学申上分

一、私おや半井次郎兵衛ト申者にて高畠石見殿ニ罷有候、関東八王寺之城御セめ被成候刻、もきつけ之首を取、手をおい申候、則其首　大納言様御目ニかけ申候由、私おやかね〳〵申聞セ候、其上笠間平右馬なとも其段よく存候由被申候、其後山崎閑斎方ニ奉公仕、大坂両度之御陣ニ罷立候御事、

一、私義、先年大坂御陣五月七日之御合戦ニ、於岡山表鑓にてせり相仕候、其時之様子、私傍輩尾崎宗左衛門と申者見申、其ゟ城中へかけ入、三ノ丸にて首一ツ取申候、則此首　御前へ黒田久左衛門殿を以　御目ニかけ申候御事、

一、私セかれより閑斎所ニ奉公仕罷有申候、当年迄参拾一二年有候、右之様子ハ長門家来之者能存知候御事、

一、百参拾石　　年四十三

半井大学（花押）

〆

小嶋平右衛門申上分

一、私親小嶋平兵衛と申者、若州武田内ニ数代之奉公人にて御座候、□□年廿計にて喧嘩を仕、当座にあいてを仕留其まま立のき申、其後方々渡り奉公仕、度々申立も有候様ニ承候へ共、其砌私幼少ニ御座候故、然と覚不申候御事、

一、其後私親京極宰相殿ニ罷有候刻、大津籠城之時、三井寺口にて鑓を合申、則宰相殿きんミの上を以加増取申、其已後相果申御事、

一、私義、佐々加賀守所ニ罷有、大津籠城之刻、かす手おい申候御事、

一、慶長拾四年之春、河井二郎作と申侍を、安孫子少右衛門と私と両人ニ申付候処、私先太刀を仕無其義成敗仕候、其次之年市橋半兵衛と申侍弓之者預り申候者にて御座候を、私ニ申付成敗仕候、私義ハ加賀守所にて諸事用所をも被申付罷有候御事、

一、佐々加賀守　古相国様より御かんきに付而、津軽へ流罪被仰付候、私も供仕罷下牢人中相詰申ニ付而、大坂両度之御陣ニハ罷立不申候、其後加賀守病死にて相果申ニ付、当地へ罷登、長門所へ罷出候間、鉄砲之者預り、当年迄拾五ヶ年罷有申候、私手前之義、佐々伊左衛門よく可被存候御事、

一、弐百石　　年四十六

小嶋平右衛門（花押）

〆

荒木治郎兵衛申上分

一、私義、閑斎小々姓にて御座候時、大正寺御陣ニ而我等閑斎ニよく相つき申由ニ付而、御陣より被罷帰少知行、其上具足かふとくれ被申御事、

一、大坂初之御陣さゝ山御取被成候刻、何も侍共同前ニ真田丸へおし詰、其後しよりを仕所、竹たは付かセき申御事、

一、大坂二番め御陣五月七日御合戦ニ、岡山表ニて敵かけ向申候処ニ、私もかけあわセ鑓を合申候、其分城中へかけ入テ丸ニて首壱つ取申候、則篠原出羽殿御らん被成候、いつれもはうはい共も存申候、其後鑓御せんさく之時、しかと仕候間、しやうこ人無御座候付而、鑓ニハ不罷成候御事、

一、かふきもの御せんさく之時、丹羽左門殿小姓ニ万右衛門と申かふき者御座候而、閑斎所にて我等ニ被申付無異義取申、則先河内殿・当河内殿・山森伊折殿・山田大学殿、閑斎所にて能御らん被成候、家中侍共も存申候御事、

一、百石　　年四十八

荒木二郎兵衛（花押）

〆

森屋五郎兵衛申上分

一、私親ハ閑斎より先長門代まて五拾年ニおよひ罷有申、つくて御陣之時城中へせめ入申刻、矢手負閑斎ニ理申引申候、其後関東八王寺御陣ニハ石ミに当り働不罷成候御事、

一、大正寺御陣之時ハ、閑斎セかれ安房守江戸證人ニ有之候ゆへ、籠城以前ニ安房守方へ使を罷越申候、大坂御陣ニハ用所被申付罷立不申候、わたくし親四五ヶ年以前病死にて相果申候御事、

一、私義、大坂御陣之後、長門被召出近所ニめしつかいとりたての者にて御座候、其後はたらき之義も無御座ゆへ、わたくしてまへ申たても御座なく候御事、

一、弐百石　　年三十一

森屋九郎兵衛（花押）

〆

内田三郎兵衛申上分

一、私親ハ鹿嶋路九兵衛と申者、長如庵おや長対馬守代より罷有申、則私兄ハ当九郎左衛門所ニ罷有申候御事、

一、越後景（謙）信能州へ取懸ケ、しくらと申所にて合戦御座候刻、私おや九兵衛十八之年、越後より之鑓大将青板大膳と申者ニはセ合、則鑓手をおい大膳首を打取申候御事、

一、其後能州之侍共越後景信と一味仕、長如庵いちもんこと〳〵具打果申候、然所ニ長如庵　信長様御意を以上方より能州へ罷下、右景信と一味仕申候遊佐・三宅・温井なとゝ取合申刻、鹿嶋郡だうさきと申所にて合戦御座候時、敵方ニ八代肥後と申者と私おや九兵衛一番鑓を合、則鑓手をおい申候、其時手にあい申者之内、永江善介と申者、于今当九郎左衛門所ニ罷有申候御事、

一、私義、大坂一番御陣ニハ罷立申候、同二番之御陣ニハ御人数おゝく罷立申義、御法度ニ被仰出ニ付、諸家中共ニ人数残置申候故、罷立不申事、

一、百五拾石　　年三十九

内田三郎兵衛（花押）

〆

樋口五郎右衛門申上分

一、私親ハ樋口藤右衛門と申候而、高山図書頭所ニ罷有申候、わたくしセかれにて親ニはなれ申候付而、様子存不申候、おや跡目とて高山南坊少知行くれ被申、南坊牢人ニたかいまて罷有申、其後長門守被召出、少知行扶持被仕候、わたくし当年拾一ヶ年罷有候御事、

一、百石　　年五十五

樋口五郎右衛門（花押）

〆

坂井九右衛門申上分

一、私親ハ坂井伝左衛門と申候、丹羽五郎左衛門殿ニ罷有候、やなかせ陣之時、はたらき御座候由申候へ共、私せかれ之時相果申候間、たしかに不存候、私義坂井与右衛門しんるいゆへ、坂井八右衛門御家ニい申候間、御分国へ罷越申候、浅野将監殿・木村主計殿御きも入にて閑斎所へ罷出、長門代までめしつかわれ、右達仕三十年余罷有候、はしめ御陣ニハ罷立さゝ山御取被成之時、何もなミに罷越候、二番め御陣ニハ相煩閑斎被残置候間、罷立不申候御事、

一、百八拾石　　年四十九

坂井九右衛門（花押）

〆

尾崎与兵衛申上分

一、私祖父本国越前、山内与兵衛と申者にて御座候、然所ニ築紫・川崎・平野甚右衛門、此三人申合、国々武者執行いたし申候処ニ、甲斐しんけん越後のけいしん取合を承、越後へ罷下数度之はたらき仕、其より本国へ可罷帰と仕候処、けいしん種々御留被成候而、其時尾崎与兵衛二被成候、けいしん御果被成候以後、閑斎日比被存候故、年寄分ニ預置被申候、其後関東八王寺へのぼり奉行仕罷立、則討死仕申候、然時私親山内兵蔵・不破彦三殿ニ罷有、是も関東陣へ罷立居申ニ付、閑斎より片山伊賀殿を以彦三殿へ御理有之、其上にて閑斎へ罷出、則尾崎与兵衛に被任のほり奉行、年寄分不相替仕申候、関東御陣之以後、大正寺御責被成候時ものほり奉行仕申候、中西忠兵衛・尾崎与兵衛両人少丸へはやくのり、則首一ツ取申候、右之段々承及申候間、書上申候、具之義傍輩共能存可申候御事、

一、先年大坂篠山御取被成候御陣ニ、尾崎与兵衛罷立申候、帰陣之刻相果申候、其節私せかれにて御座候を召出申候、於手前別ニ申立候義ハ無御座候御事、

一、百五拾石　　年廿七

尾崎与兵衛（花押）

〆

尾崎宗左衛門申上分

一、私親ハ加藤無右衛門と申者生国越前之者にて御座候、中川修理所ニ有し、先年石田治部少輔むほん之時分、豊後ニおゐて太田飛騨居城を中川修理責申時、のそミ四郎兵衛・田鹿作兵衛・私親と両人之者共町口をおしやふり申時、はたらきの段、手柄之旨喜申、加増取申、其後病死にて相果申候故、当地へ罷越、私おち尾崎与兵衛と申者、閑斎所ニ居申候故、私も閑斎所へ罷出、於当年迄三十一ヶ年罷有候御事、

一、先年大坂両御陣なから罷立申候処ニ、各御陣ハ傍輩共一所ニ真田丸へ押寄申候、後御陣岡山表御合戦之刻、鑓場へ罷出セりあい申候、其より城中へかけ入首一ツ取申候、其後御帰陣被成鑓御吟味之時、私鑓場之セうこ人御セんさく被成候故、私ほうはい半井大学・服部太郎右衛門此両人之者共ニ言葉をかけ申候へ共、此者共聞不申候由申故、御セんさく衆御聞候て、鑓ニ不罷成候御事、

一、百五拾石　　年五十四

尾崎宗左衛門（花押）

〆

薗覚兵衛申上分

一、私親薗孫左衛門と申候、江州青地駿河守所ニ罷有候、駿河守所にてハ手寄文にて御座候、駿河守相果被申候、其子息幼少にて御座候故、名代を仕、方々の御陣相勤申候御事、

一、信長様大坂御セめ被成候時、天王寺しよまんと申所つけ城ニ御拵被成候而、御名代ニ判野九郎左衛門殿被遣候、其砌大坂より敵相はたらき、九郎左衛門殿なんばおもてにて打死被成候、しよまん籠城ニ罷成申候、其刻鑓を合申候義、佐久間右衛門殿御内嶋野

又左衛門・近江之たらう彦市・山城之三巻殿御らん被成候、則言葉を合申候御事、

一、伊賀御陣御はたらき之時、信長様御名代ニ羽柴左衛門督殿被遣候、上野と申所ニて合戦御座候、其時□拂仕ものゝ内ニ罷成候、てきつよく御座候而したい申ニ付而、度々鑓を合申候、此義近江之山崎源左衛門殿と申人よく御覧被成候御事、

一、青地身上相果、其後一柳伊豆守所有之申候、其時分大こう様和泉の千石ほりの城御せめ被成候、伊豆守家中へ首三ツ参候内二ツ取申内、一ツハもきつけにて御座候御事、

一、関東山中之城関白様御せめ被成之時、伊豆守家中にてハ一人二人之内ニ城へのり申候而、則もきつけの首を取申候、伊豆守家来之もの、于今自然可有之候、よく存可申御事、

一、右之仕合、堀監物よく存被申候ニ付而、羽柴左衛門督へ被申上、左衛門督殿へ御かゝゑ被成罷出候、手前之様子監物セつ〳〵被申出候間、左衛門督殿家来衆存之方も可有御座候、于今年罷寄存生ニて有之申候御事、

一、私義、親年罷寄申ニ付而、跡目ニ左衛門督殿ニ有之申候、左衛門督殿御たかい之後牢人仕、越後ニ有之申候、其後当国へ罷越、長門所へ罷出、当年まて拾壱ヶ年奉公仕候御事、

一、百五拾石　　年四十三

蘭覚兵衛（花押）

〆

岡部左兵衛申上分

一、私親岡部将監、本国尾張之者にて御座候、滝川左近殿ニ有之、其後佐久間玄蕃殿ニ有之、其後　大納言様へ罷出申候、其以後太田但馬殿へ与力ニ被為付候、但馬殿他界之刻、閑斎へ罷出、先年大坂両度之御陣のほり奉行被申付候、御陣相勤申十ヶ年以前ニ相果申候

親働之御事

一、尾州長嶋合戦之時、篠橋にて首一ツ取申候、秋田弥蔵・浅野長蔵見申候御事、

一、同柳島にて首壱ツ取申候、棚橋作右衛門・屋家彦八郎見申候御事、

一、信長様天王寺御うしろまき之時、首壱ツとり申候、小原権右衛門・浅野長蔵見申候御事、

一、紀州斎賀表浄土寺にて首一ツとり申候、秋田弥蔵・棚橋作右衛門見申候御事、

一、当国はき谷口之合戦之時、首壱ツ生捕壱人仕候、富田喜太郎・棚橋作右衛門・浅野長蔵見申候御事、

一、同野々市にて首壱ツとり申候、横江居三郎見申候御事、

一、つきはやしにて首壱ツとり申候、中村八左衛門・横江居三郎見申候御事、

一、関東八王寺にて首壱ツとり申候、青山佐渡殿御證被成候御事、

一、大正寺にて首壱ツくミうちにてとり申候、小幡駿河殿之内源右衛門見申候御事、

右之趣、先年大坂以後惣様□御吟味被成候刻、おや将監書上申趣

如此御座候御事、

一、我等大坂御陣之刻はセかれにて御座候故、罷立不申候、別ニ申立も無御座候御事、

一、百五拾石　　年三十一

岡部左兵衛（花押）

〆

味嶋半右衛門尉申上分

一、私祖父味嶋六左衛門と申者にて御座候、閑斎与力分にて御座候、三十年以前ニ相果申候御事、

一、近江横山合戦之時、越前前葉藤右衛門ニ罷有申候、横山合戦かたゝやぶたゝミ迄敵味方入乱申付、前場藤右衛門子息ニ与九郎と申者、てき二三十人中江取巻打死可仕候処ニ、六左衛門かけ合てきをおいちらし、則与九郎・六左衛門鑓を合、其時六左衛門かす手おい申あひ引ニひき申御事、

一、義景と堀江と申者取合之時、もきつけの首壱ツ取申候、其上かすて壱ヶ所負申御事、

一、其後　大納言様江被召出、其より　英賢様江被遣候、其砌佐々内蔵助殿むほん之時、閑斎へさきて被仰付、則　英賢様より御馬廻衆廿人与力ニ御そへ被成候、六左衛門も此内にて御座候御事、

一、能登すゑもり御陣之時、もきつけのくび壱ツ取申候御事、

一、佐々内蔵助殿と御取合之時分、当地浅川表ニ越前敦賀之武藤と申大将人数を立被居候所ニ、不慮ニけんくわを仕出し、大セい之中へ六左衛門壱人きツて入、さん〳〵ニ切ちらし、当座ニ侍五人きりふセ、其外手負五六人御座候、六左衛門かすて三ヶ所おい、其夜に松任まて引退申候、右之段々委存たる者共長門家中に御座候、松任以来之御馬廻衆もよく可被存候、此外数度之義御座候様ニ承候へ共、委は不存候ゆへ、不申上候御事、

一、加州手越御陣之時、閑斎鑓を合被申候時刻、六左衛門脇やりを仕申候御事、

一、関東松枝御陣之時者手負申候御事、

一、関東八王寺御陣之時も手負申候御事、

右之通、六左衛門はたらき候も傍輩共存申候事、

一、私親味嶋半右衛門と申者、加州大正寺御陣之時、小丸にて堀覚左衛門と申者とあいうちニもきつけの首壱つ取申候御事、

一、山崎安房守代より鉄砲之者半右衛門預り申候、大坂初之御陣ニ別召連、大坂へ罷立、十二月四日ニ篠山御取被成候刻、三田村左介・服部太郎右衛門、半衛門一所ニ罷有鉄砲之者引返うたせ申候処ニ、左助ハ討死仕候、其後閑斎被申候者、此度之さいきよ尤候間、左介跡鉄砲之者両人ニ申付候間、二ツにわけ預り可申之旨、岡沢太郎兵衛を以被申渡之故、後御陣ニも両人と仕鉄砲之者召連罷立申候御事、

一、半右衛門大坂後御陣五月七日御合戦之時、岡山表道筋にて鑓を合申候、其しやうこハ斎藤又大夫・篠原出羽殿内武曽権左衛門一所ニ有之見申候、其上傍輩ニハ岡沢太郎兵衛と申もの一所に有之見申候、其後町口ニて首壱ツ取申、西村次右衛門見申、右之通閑斎長門穿鑿之上にて御ほう見を被成従　中納言様御帷子弐ツ・銀

子弐枚頂戴仕申候御事、

一、私義、大坂両度之御陣ニ罷立可申候、ささ山御とり被成候時者、傍輩共一所ニ罷有申、後御陣ハ大手筋にてほうろくひにうたれ申付、其よりかせき不罷成候御事、

一、私親、大坂御陣之後、相果申候刻、鉄砲之者無相違私ニ被申付候、然所ニ近年少相煩申候故、長門ニ理申鉄砲之者上申候御事、

一、百七拾石　　年三十四

味嶋半右衛門（花押）

〆

宇野介左衛門尉申上分

一、私親本国江州にて御座候、宇野与三と申候、江州青地駿河守所ニ有之申候、信長様大坂之城御セめ被成候時、御名代として判野九郎左衛門殿打死被成、天王寺しよまんと申つけ城籠城之時、則奥村太郎左衛門と申仁と一所ニ有之鑓を合申候御事、

一、伊賀陣之砌、きこうと申城御セめ被成候時、もきつけに首一ツとり申候、其様子青地右近丞よく被存候御事、

一、青地身上相果申付而、羽柴左衛門督所ニ罷有候、其砌築紫陣へも罷立候へ共、左衛門督家中ニハたらき無御座候、其後関東山中之城御責之時、左衛門督ハおたわらの城おさへに被仰付申候故、これもはたらき無御座候、其後私親牢人仕相煩相果申候事、

一、私義、大坂御陣之砌、牢人にて罷有候　上総様御内ニ堀志摩守と申仁御座候、私ためにハおぢにて御座候故、私身上　上総様へ有付可申と被存、志摩守と一所ニ大坂へ罷立候へ共、　かつさ様御手にハたらき無御座候、御帰陣被成程なく御身上相果申ニ付而、堀志摩守も堀丹後守所へよひこし被申候、私も丹後守所へ罷出、則志摩守殿へ与力ニ被付有之申候御事、

一、其後、堀志摩守相果申ニ付而、身上ひき切当国へ罷越、長門所へ罷出拾一ヶ年有之申御事、

一、百五拾石　　宇野介左衛門尉（花押）

近藤六左衛門申上分

一、私親近藤左兵衛ト申候、佐々内蔵助殿に罷有之所ニ、九州御陣之時、肥後国しツだけ御合戦に鑓をあわせ、其場にてもゝをつかれ、則もきつけの首一ツ取申候、此様子越前本田伊豆守殿内広辺又兵衛と申仁よく存申御事、

一、内蔵介殿御果候以後、近藤左兵衛義、右之仕合ニ付而、黒田甲斐守殿へ被召出、其後煩出し相果申候御事、

一、私義、セかれにて左兵衛ニはなれ申処ニ、閑斎とわたくし母いとこにて御さ候故、閑斎ニやうやくセられ、セかれより居申候御事、

一、先年大坂両御陣ニ罷立、後御陣ニハ二ノ丸にて首一ツ取申候刻、殿様へ御目にかけ申御事、

一、百五拾石　　年三十七

近藤六左衛門（花押）

〆

中村馬左衛門申上分

一、私、谷出羽守所ニ罷有、せかれ谷左衛門佐ニ付候而、越前へ罷越候刻、取籠者御座候、私先ニはいり召取申候、段田伝左衛門・不破忠右衛門跡令まいりすけ申候、其後走りの御座候おいかけ、高田清左衛門と申もの両人仕召取申候、両度なからほうびくれ申候、横山大膳亮殿内室田五郎右衛門・安見隠岐殿内枚田七兵衛能存候、か様之義申立ニも罷成義にてハ無御座候へ共、御たつねニ付て申上候御事、

一、其後越後へ罷越、近藤内匠・升覚右衛門と申仁頼、上総守様望候て有之申内ニ、大坂御陣出来仕候、始之御陣は上総守様江戸御留主被仰付候、私も右之首尾故、江戸ニ罷有候、後之御陣ニ上総守様大和口被仰付御立被成候、私も右両人を頼罷立申候、五月七日ニ上総守様御人数何もおそく候て一人も手に相申者無御座候、上総様御身体相果申候て、長門守所へ罷出、十五年罷有申候御事、

一、百五拾石　　年四十一

中村馬左衛門（花押）

〆

瀬川四郎左衛門申上分

一、私親佐藤猪右衛門、越前之ものにて御座候、数度働仕候、義景かん状二通御さ候、其後　英賢様へ越前符中にて罷出、守山にて相果申候御事、

一、私近藤大和守殿ニ罷在申候、京都二条之御普請時分、走もの御座候而おいかけ申処ニ、大仏にて見付申候へハ、家之内へ走こミすまいニて有之申を、私おしこミからめ取申候、其様子本田安房守殿今村勘兵衛能存候、大坂御陣ニハ近藤甲斐守立不申ゆへ、私も罷立不申候、其後長門守所へ罷出、拾ヶ年罷有申候御事、

一、百五拾石　　年四十六

瀬川四郎右衛門（花押）

〆

横田覚大夫申上分

一、私義、せかれの時分より閑斎ニ奉公仕候処ニ、長門幼少之時分ニ被相添に、今罷有申、則閑斎指図を以少知をもくれ被申取立之ものにて御座候、別ニ申立ハ無御座候御事、

一、百石　　年三十八

横田覚大夫（花押）

〆

木崎八郎左衛門申上分

一、私親木崎仁右衛門、本国越前之者にて御座候、安井左近殿ニ罷有候時、当国野々市やふり之時、八日市迄敵とり出申処、随分はやく参、一番首とり申候、一所ニ参申者ハ片岡助左衛門・大川六左衛門、此両人能被存候御事、

一、其後白山へはたらき之時、首壱ツ取申候、これも安井左近殿内にてハ一番首にて御座候御事、

一、月はやしセめ之時も首一ツ取申候、太刀疵負申候、これ又右両人之衆被存候御事、

一、其後柴田伊賀守殿へ罷出、越中お津之城セめ之時、二ノ丸へ一

番ニ付、首取申候、其時之様子ハ坂井主馬介と申仁被存候、右之働共、閑斎被存候付而、則抱被申御事、

一、関東八王寺御セめ之時、閑斎供仕罷立、鉄炮手負申候、大正寺御陣之時ハ、證人ニ付江戸ニ有申候、先年大坂冬御陣ニハ罷立申、大坂後御陣ニハ閑斎留守を被申付不罷立候、右之通木崎仁右衛門存生之内、先年御改之時、書上申候由ニ御座候御事、

一、私義ハ、親跡しき被申付罷有候、大坂御陣之時之時分ハセかれにて御座候故、罷立不申候御事、

一、百五拾石　　年三十七

木崎八郎左衛門（花押）

井口清左衛門申上分

一、浅野紀伊守殿ニ私罷有之刻、関東岩つき城御セめ被成之時、浅野右近先手被仕候へ共、城より七八町はり出、よこ相ニ鉄炮をうちかけよセ付不申所を、浅野紀伊守殿はた本を御くつし被成二百斗出申、てき城へとりこませす討取申候所ニ、浅野右近・同久五之両人ニ言葉を合、町口の門わきにてもきつけの首取申候、久五之今ハ浅野壱岐守と申候て、只今浅野但馬守殿ニ居申候、其時分私ハ井口半六と申而紀伊守所ニて知行弐百拾石取申、則折紙御座候御事、

一、関東押の城にてさらを口をやふり申之時、川田小助と申仁と私を先手へ横目ニ被申付、脇本荒助と申仁、佐々むつのかミ衆にて御座候を、おほへの仁と被申、鉄炮三十丁預ケ被申、其人門をこしかね、やたまり申所を私一番ニ参、其時手をおい申候、様子有のまゝニ紀伊守殿へ申上候へハ、右之脇本荒助扶持をはなし申候御事、

一、同おしの城にてぎやう田口と申をやふり申時ハ、瀧川彦二郎殿たいこう様より御よこ目ニ御出被成、城之内つよく御座候ニ付て、のきくちいそき申候時、彦二郎殿御のきふりおしはやニのき申ニ付て、私さん〳〵ニしかり申候へハ、其晩ニ紀伊守殿私御よひ出し候て、彦二郎殿取合ニ而かけの馬一疋くれ被申候、其時も首壱つ取申候、家中へ首数十三ならてハ取不申候、彦二郎殿今ハ瀧川豊前殿と申候て、江戸ニ御座候由承候御事、

一、其後ハ宮部法印代より同中務所ニ罷有候、石田治部少別心之刻ハ、大津セめ衆ニ被仰出候、其時ニ六間ノ堀口へ竹たは付かね申を、木下備中殿内山内と申仁・私両人仕、竹たは付きかせ申候、其時分ハ中書ハセかれにて御座候ニ付而、友田けいわんと申仁、其時之名代ニ罷立被申、此度之竹たはつけきかせ之義、家中中々之手柄外聞と申、則中書ニ其段申きかせ、加増をもくれ可申由、折紙ニ書のせくれ申候、其使ハ福永少左衛門と申仁ニ而御座候、右之少左衛門、今ハ藤堂和泉殿ニ罷有申、則知行ハ三百石之折紙御座候御事、

一、大坂両御陣之時分ハ、田中筑後殿ニ罷有候へ共、嶋津殿おさへニ被仰付候故、罷立不申御事、知行ハ四百石取申、鳴海外記・渡部久米助よく可被存候御事、

一、私本国ハ近江之国北郡にて御座候、親ハ井口清兵衛と申、尾谷落城之刻も水の手を預り、其時あさい殿と一所ニ相果申候、世上

かセき申由承存申候へ共、其時分ハせかれにて御さ候へハ、委敷ハ不存候、　関白様ニまかりあり候いく田うこんなとも一もんにて御座候、長門守所へ罷出、十二ヶ年罷有候御事、

一、百五拾石　　年六十二　　井口清左衛門（花押）

〆

下田牛兵衛申上分

一、私祖父下田長門と申者、門跡より御もん・名を致拝領、当国ニ罷有、いつきの時分度々御合戦仕、相果申、其後私おや下田喜介と申、佐久間玄蕃殿当国へ打入之時、玄蕃殿御内冨永十右衛門と申者と鑓を合、首とり申、此證據人小坂源左衛門と申者にて御座候、又いわく谷・くらたにくちにて度々働申、其後煩相果申候御事、

一、親相果申刻、私せかれにて御座候故、あに下田忠右衛門養子ニ仕申候、此忠右衛門と申者ハ、　大納言様へ被罷出、松本いそくニ御付被成、当国たかのす并とをりと申所へおさへニ被仰付、其後関東八王寺御セめ被成候時、へい下ニ着石ミニ当、城中ニおいてもき付之首壱ツとり申、此證據人村井飛騨殿之内小林藤右衛門と申者ニて御さ候御事、

一、私義ハ、小松にて丹羽左近所ニ罷有、其後閑斎へ罷出近所ニ遣被申、先年大坂両御陣ニ罷立申所ニ、はしめ之御陣さゝ山御とり被成之時、私傍輩ともと一所ニ付申、後之御陣五月七日之御合戦ニ私傍輩尾崎宗左衛門・味嶋半右衛門・半井大学、此者共と一所ニかセぎ、其より三ノ丸にて閑斎ニ付申、そのゝち閑斎相果被申候而、先長門ニ被付、不相替遣被申、当年三拾弐年罷有申御事、

一、百石　　年五十三　　下田牛兵衛（花押）

〆

野上甚左衛門申上分

一、私生国越中、先主斎藤二郎右衛門城尾ニ有候時、飛騨越中ノ堺猪ノ谷と申所へ敵しほやと申仁大将仕罷出有候時、二郎右衛門はせむかい合戦仕候時、一番鑓を合申、則しほや責ほろほし申、其時之仕合、彼所の者共并斎藤喜左衛門と申もの、于今越中ニ有之、能存申候御事、

一、其後佐々内蔵助殿と取相之時、主ノ二郎右衛門居城城尾の近所ニ、従内蔵助殿付城を拵有之時、佐々与左衛門つゝら原と申所迄取出有之所へ立むかい、敵軽田と申者ニ渡しあい、一番鑓をあハせ申候、則手負申処、味方井出弥二右衛門と申もの助鑓ヲ入、私ヲたすけ申、此時之仕合、若松新蔵・山下与兵衛と申者、于今越中ニ有之、能々存候御事、

一、其後七月十三日ニ、内蔵助殿、城尾の城へ取懸られ候時、私主二郎右衛門かたより私を始西野茂出助・鑓中村と申者以上三人取出申内、其時も私一番鑓合申、二番鑓鑓中村、三番鑓茂出助にて御座候、茂出ハ則其場にて討死仕候、其時数刻のたゝかいの間ニ、私さし物拾壱ヶ所鉄砲ニうたれ申、十二番めの鉄砲ニ我等のさし物うけ筒より打おとされ、敵のかたへさし物とひ申、其時私さし

物のもんハ十文字にて御座候ヲ、敵是をみ申、かつニ乗、十文字のさし物ぬし打ちおし申由、一同ニ競詞を懸申候、其時私走出うちおとされ候さし物取あけ、又請筒へさしなをし、野上甚五左衛門と申者之手ヲハ少も不負由名乗かけ、漸々申ノ刻ニ罷成ニ付て、相退ニ仕候御事、

一、其後、寺崎入道城尾へ取懸焼働なと仕有之処、城内の人数罷出、鉄砲のほしなと仕候内、無程寺崎人数引退申時、斎藤藤八郎・私・小竹三右衛門と申者両三人、敵ノ退口の跡をしたい罷出、黒瀬谷牛かくひと申所にて敵市上六右衛門・戸崎且右衛門・ゑらの小八郎、両三人の退口へ私・藤八郎両人したい、時谷そこにて鑓ヲ合申、其時藤八郎いた手負申、其内味方の勢もつゝき申候付て、彼藤八郎ヲ引たて退申候へ共、いた手ニ付て足本はか取不申所へ、味方ニ近藤理右衛門・中山七兵衛・藤井隼人、両三人はせむかい申、三人是ニひかく候間、丈夫ニ手負ヲのけ申処ニと申ニ付て、右三人へ能々理申、手負無異議退ケ申御事、

一、其後、国中内蔵助殿悉御手ニ入申時、私主ノ二郎右衛門ニ能登越中の堺中山と申所の城ヲ御預ケ被成候、其時内蔵助殿被仰候ハ、野上甚五左衛門義、二郎右衛門ニ有之も、御扶助同前ニ候へ共、自今以後ハ内蔵助殿御手まハりニ可被召置候、則二郎右衛門かたへも其通被仰遣候間、罷出候やうにニと我等かたへ被仰下候、自然私異議申ニおゐてハ、我等親并妻子御とらへ候て御せいはい可被成候由被仰出ニ付て、二郎右衛門、此上之義は無是非事候間、内蔵助殿へ私ヲ進上申、其ゟ内蔵助殿へ被召出、津田与兵衛と申仁ニ被指添、小津ノ城へ被遣候、其時は堺ノ城越後より持候て有之ニ付て、夜込ニ押懸一番首ヲ討取申候御事、

一、其後堺ノ城内蔵助殿かたゟ持候て有之時、越後おつる水の城主秋山と申仁、さかいへ夜こミニ押懸申時、さかい町口ニおゐて両三度之合戦之時、大将の秋山ヲ馬上ゟつき落シ申候、然共味方負軍ニ付て悉ク城ヲ明、或は狭間をくゞりかけおち申候へ共、私兄弟三人・今井伝五と申者・上松大膳主従四人、以上八人ハ堺上口ノ木戸ヲ開しつ〳〵と罷退申候、右之セうこ、長谷川宗左衛門・藤巻三右衛門と申者、于今さかいニ有之、能々存申候御事、

一、其後、飛州之住人江馬と申仁、おなし国高原の城ヲ持候て有之を、内蔵助かたより彼城へ取懸申候処、江馬右之居城を明、岩屋堂と申所へ引籠有之をせめのほり、私一番鑓ヲ合申候、則つき崩申候、此時のセうこ、内蔵助鉄砲大将脇本荒介と申仁能存申候、此荒介ハ今程浅野紀伊守殿ニ罷有申候御事ニ御さ候、私青山佐渡守殿。同豊後殿代まて罷有、其後長門所へ罷出、十一ヶ年罷有候御事、

一、私年罷寄申ニ付而、丈夫なるセかれもち申候間、長門被召遣候様ニとことハり申きかセ候へハ、重而召出し可申之由被申候へとも、不慮ニわつらい出し相果被申候御事、

一、百五拾石　　年七十五

野上甚五左衛門（花押）

〆

巻田次兵衛申上分

一、私義、わかきものにて御座候へハ、別に申立も無御座候、此口五ヶ年以前より長門所ニ罷有申御事、

一、百五拾石　　巻田次兵衛（花押）

山崎作右衛門尉申上分

一、私閑斎所ニセかれより罷有申候、関東八王寺御責被成候時、閑斎と一所ニすみのやくらの下迄罷越、へい乗可申と仕候所ニ鉄炮ニうたれかせき申義不罷成候、閑斎家中之もの何も存候御事、

一、大正寺御陣之時、かねか丸へ下へつき申候、奥村采女殿一所ニ罷有之而、さまをとじ申合居申候而、へいを一二番ニ乗申候、小丸へもはやく乗、多聞之やねニても奥村采女殿と一所ニ罷有申候、采女殿ハ打死被仕候、私随分かセき申候へ共、仕合あしく御座候而、手にあい不申候、其様子何茂よく存申候御事、

一、大坂はしめの御陣、十二月四日ニ真田丸ほりきわにて、長門もの共一所ニ罷有、其後しよりニ罷成、竹たは付させ、かせき申候、御帰陣被成候而、当地ニて従　殿様閑斎銀子拝領被仕候時、私共ニも今度ハほねをり申由、被申候而、右之銀子之内閑斎くれ被申候御事、

一、大坂二番め御陣之時、五月五日ニすねをあやまち仕候義、いつれも存申候、然者七日之御合戦にハ馬ニはなれ申義罷成不申ゆへ、鑓の手ニハ相不申候、然共二ノ丸へはやく乗付申而、首壱つ取申候、其場に簗原儀部殿見セ申候御事、

一、四百五拾石　　年五十八

山崎作右衛門（花押）

〆

山崎忠左衛門申上分

一、私義、山崎作右衛門セかれにて御座候、四ヶ年以前ニ長門守所へ召出し奉公仕候、去年知行可相渡と被申候へ共、長門不慮ニ被相果候、此義年寄共よく存申候、私わかきものニ御座候へハ、別ニ申立も無御座候御事、

年二十九

山崎忠左衛門（花押）

〆

向七兵衛申上分

一、先年簗紫御陣ニ、私十六にて罷立、がんしやくの城尾セめ之時、小丸門口へはやく付申候、則　高岡様御馬廻ニ原牧次郎兵衛と申仁・私傍輩ニ味嶋六左衛門・大平左馬丞・私一所ニ居申候、小丸へものり入、随分かせき申候御事、

一、関東八王寺御責被成之時、へいうらへ私はやく付申、則横山々城殿・太田但馬殿一所ニ御付被成候、御両人ハ手を御おい被成、私一人のこり、へいへのり、なのり申候処ニ、私も鉄炮にてむないたをうたれ手をおい申候、山城殿よく御存知可有候御座候御事、

一、大正寺御セめ被成候時、かねか丸へはやく付、其より小丸へのり入申処ニ、てきひろまより罷出、味方を拂、また引取申処ニ、私ツゝき入、則ひろまにてもきつけニ首一ツ取申、高岡様江掛御目申候、広間へはいり申処、長門内にてハ私はやく御座候、則木崎長左衛門・味嶋半右衛門・堀覚左衛門・私、其場之様子よく

見申御事、

一、大坂はしめの御陣さゝ山取被申時、さなた丸のきわにて、閑斎家来之侍共一所ニ罷有候、土山つき申、はしめのなわはり閑斎私ニ被申付間、中之侍奉行召連、其夜ニ土山たかさ三四尺ニつきたてさセ申御事、

一、大坂御陣五月七日御働之時、岡山表田なわて之向すこし坂口にて鑓にてセり合、私もつかれ申候へとも、刀にてとまり申候、私そのばの仕合、閑斎家来之侍共ぎんミ被仕候時、私刀鑓とりよせ見被申候、傍輩共存申候、然所ニ私手前はたらき見申もの、ほとんとおく見申付て、さいセんもセり合と書上申候御事、

一、私十八之年、当地徳山又兵衛殿ひろまにて少し申事仕出、其いこんをのこし、九日めに当町大もし屋所ニ私書ふセりい申処を、彼あいて罷越私おき合不申以前ニ、二ヶ所きりつけ申処ニ、おき合候てきりやい申候、私ハわきさし、あいてハ刀にて仕候、私六ヶ所手をおい申候、あいても二三ヶ所きりつけ申候、其以後たかいにくミあい申、あいてのわきつほをつきぬい申処へ、いつれも打合、双方引わけ申候、則横山々城殿・片山伊賀殿、御両人御越御覧被成、双方共ニ御のけ被成候、私あいて其比九里大蔵と申仁にて御座候、此けんくわ双方をちども無御座候、於後之様子、今至て御存之かた〳〵可有御座候御事、

一、私前かと牢人之内、越中吉野と申金山にてしもの御座候、彼仁けどり有之申候、してもあまた御座候へとも、私一人として仕申候、此義吉野金山にてかくれも無御座候、則彼仁中国にて能侍之由兼而承候、主牢人仕、吉野へ参有之申候、当地にてハ印牧藤兵衛、其場之義よく存申候御事、

一、同吉野金山にて山あらそい仕出、双方弓鑓にてあまたおしわかり喧嘩仕候処ニ、吉田平介と申仁・私両人ハ弓にてかけ合、私矢崎にて一人いたをし、そのけんくわ之かたのいこんに仕候、私其場之仕合、これも印牧藤兵衛能存被申候御事、

一、参百石　　年六拾　　向七兵衛（花押）

〆

向八右衛門申上分

一、私向七兵衛セかれにて御座候、大坂両御陣之時分ハ、セかれにて御座候之故、罷立不申候、別ニ申立も無御座候御事、

一、百石　　年二十九　　向八右衛門（花押）

大塚金左衛門申上分

一、私義、大正寺御陣之時、閑斎そはニ罷有、かねか丸へのりこミ居申候処ニ、小丸より鉄砲きび敷打かけ申候付而、鉄砲ニうたれ手を負申故、別成ル働ハ不罷成候御事、

一、大坂初之御陣、篠山御取被成候時ハ、木崎長左衛門と申者・私両人之ものハ大筒をもたせ、さきへ罷越候様ニと閑斎・長門被申付、鉄砲之者同前ニさきニて鉄砲をうち、かせき申候、其後御しよりに罷成、長門侍共ニかわり〳〵に竹たば付さセ被申候へ共、私義ハ毎夜罷出候様ニと被申付、初より終迄毎夜竹たは付申御事、

一、大坂二番めの御陣五月七日之御合戦之時、岡山表道筋にて、てきかけむかい参候所へ、私同事ニ味方十人計かけ合、私と岡沢右兵衛と申者と一所ニ罷有、鑓をあわせ申候、私働之様子、岡沢太郎兵へ申分之通、古味嶋半右衛門と申者、能承申候、敵はいくん仕、城中へかけ入、小丸門わきまて罷越、其より二ノ丸へ罷出候処ニ、敵百四五十人ほとのき申所へ、私かけむかい、鑓にてセり合、武者一人つきふセ、もき付之首一ツ取申候、其場之様子、御鉄砲頭長田市兵衛殿能御らん被成候、則首をも市兵衛殿ニ見セ申候、右之段、閑斎・長門吟味之上を以、従　中納言様鑓之御ほうひとして、御帷子弐ツ、銀子弐枚、首之御ほうひとして銀子壱枚、被為拝領頂戴仕候御事、

一、私若年之刻より閑斎・長門所ニ罷有申候御事、

一、参百五拾石　　年五十

大塚金左衛門（花押）

笠井蔵人入道申上分

一、原隠岐所罷有候時、屋こ山と申所へいつき罷出、取出仕候所を、原をしよせ屋ふり申時、くび壱つとり申候御事、

一、其後、当国小松かけ橋にて首壱ツ取申候、御ほうびとして隠岐所より原吉右衛門を以、わきさし拝領仕候御事、

一、当国いしたて村ニ松任より取出仕候所を、原一勢にてをしやふり申候時、首一ツ取申候御事、

一、柴田家中ニ罷有候時、越前谷村と申城、当国より持申を柴田をしよせ責被申時、首壱ツ取申候御事、

一、当国のゝ市柴田やぶり被申候時、首一ツ取申候御事、

一、当国きごしセめ申候時、惣構之木戸へ大窪忠左衛門・私はやく付申候、木戸こしにて忠左衛門つきやい申候を、私ハ木戸ををしやふり、内にてもきつけの首一ツ取申候、其より本丸へおしこミ、家之内にてもきつけの首一ツ、以上弐つ取申候御事、

一、当国白山之城、若林長門持申候を、柴田をしかけ被申時、鑓わきニ有之、もきつけの首一ツとり申候、其時之仕合、閑斎能見被申候而、其後私を抱被申候、但其場惣様鑓を相不申候御事、

一、越中小津之城、越後よりもち申候、柴田セめ被申候時、二ノ丸堀之中にて鉄砲手負申候御事、

一、太閤様柴田と取合候時、若狭より丹羽五郎左衛門、越前敦賀へ人数出し、かね山と申古城之下にてはつれ御座候時、首一ツ取申候御事、

一、能州すゞもり　大納言様御うしろまき被成候時、水の手ニて首一ツ取申候御事、

一、関東八王寺御城責之時、もきつけ首一ツ取申候御事、

一、大正寺御責被成候時は、かねか丸ニて鉄砲手負申候御事、

一、大坂はじめの御陣、さゝ山御取被成候時、真田丸へをしつめ、其後しよりに罷成、竹たはをつけさセ、さくはい申付候、御帰陣之後、従　殿様銀子閑斎拝領申内、我等ニもほねをり申由被申候而、銀子くれ被申候御事、

一、大坂後之御合戦、二ノ丸大野修理殿屋敷之へいへ一番ニ横山式

部殿乗被申候、其跡ニつゝき私ものり申候、様子式部殿能々御存候御事、

右之段、私年罷寄ひツはく仕罷有候へハ、不及申上ニ候へ共、御尋被成ニ付而大形書上申候、

一、百石　笠井蔵人入道年七十三
入斎（花押）

〆
笠井蔵人セかれ
笠井勘兵衛申上分

一、私義、先年大坂初之御陣さゝ山へ御取懸被成候時、真田丸へ押詰ほうはい一所ニ罷有申候、後之御陣ニハ相煩跡より罷立、京都迄罷上り申候へ共、大坂籠城ニ付而、手ニあい不申走路御事、

一、四百五拾石　年三十三
笠井勘兵衛（花押）

〆
知行合六千五百八拾石
以上人数参拾八人
寛永八年
五月晦日

外

一、百石　茶道　湯浅長庵
一、百石　大工　池上喜助
一、百石　同　上田兵左衛門

知行合三百石
人数〆三人
知行二口合六千八百八拾石
人数二口合四拾壱人

〆

一、八千百弐拾石　蔵所入
家中　五千石　加州知
蔵所　合壱万五千石内　壱万石　越中
能登

大坂御陣之砌、手ニ相申者共之覚

山崎久兵衛
大塚金左衛門
石原孫兵衛
服部太郎左衛門
窪田弥一郎
味嶋半右衛門

〆六人此帳面ニ書記有之

外
西村次右衛門
帰山五左衛門
岡沢太郎兵衛
岩田三左衛門
多田九郎兵衛

此者共も手ニ相申由ニ候

右軍功書一冊、今以山崎氏家蔵之本書
謄写之畢
明治三年三月廿五日　　柿園良見

〔附記〕

宮城教育大学附属図書館の仙台市関係古典資料の中に「家臣戦功書上」なる資料が存在する。これを調査したところ、前々号で紹介した「本多家士軍功書」の写しの一種であることを確認した。加賀藩の戦功覚書類が書写され流通していた様子がうかがわれる。